

インフルエンザに係る学校への提出書類について

インフルエンザは、学校における感染拡大と患者の重症化を防ぐため、学校保健安全法によって「出席停止」が規定されています。本校はこれまで、医師の証明書により、欠席した期間を出席停止扱いにしてきました。令和4年今冬からは、他の感染症同時流行時の医療のひっ迫回避と保護者の医療機関における文書料負担を考慮し、保護者が記入する「インフルエンザ罹患報告書」の提出をもって出席停止扱いとすることに変更します。

つきましては、インフルエンザに罹患した場合、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- 1. インフルエンザと医師に診断されたら、学校へ連絡する(診断日と現在の症状等)
- 2. 医師の指示のもと、十分休養し回復してから、登校を再開する
登校再開の判断基準 → 経過により以下の2つの条件を満たしていれば登校可能
 ①発症した後5日(発熱の翌日が1日目)経過している ②熱が下がった後2日経過している
- 3. 登校再開日に、保護者が記入したこの報告書と以下のコピー等を持参し担任に提出する
 (本人に処方された薬の情報など客観的にインフルエンザに罹患したことがわかる資料)

大阪府立淀川工科高等学校長 あて

インフルエンザ罹患報告書

M E R S 系 ____年 ____組 ____番 名前 _____

- ◆ 医師の診断名 : インフルエンザ (A ・ B ・ 型不明)
- ◆ 医師の診断日 : 令和 ____年 ____月 ____日
- ◆ 病院名と市区 : _____ (_____ 市・区)
- ◆ 発症日と解熱日 : 表に実際に記入してください

		発症の翌日から5日間は登校できません						
	発症日(発熱)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日に○								
		熱が下がった翌日から2日を過ぎるまでは登校できません						

令和 ____年 ____月 ____日 保護者名 (自署) _____

※ 担任欄 (出席簿確認のうえ出席停止期間記入 : ____月 ____日 ~ ____月 ____日) → 保健室へ提出